

窓口業務の延長

市役所の窓口業務の受付時間を延長します

転入・転出が集中する3月末から4月初めにかけて、転入・転出に関する窓口の受付時間を延長します。

- 延長する日
3月28日(木)、29日(金)、4月1日(月)、2日(火)
- 延長時間
午後5時15分～6時30分

- 取扱手続き
転入・転出の手続き及びそれに付随する手続き
- 受付窓口及び取扱手続き
市民生活課 住民異動届(転入・転出)、印鑑登録、証明発行(住民票・戸籍・印鑑証明)、戸籍届(受領のみ)、マイナンバー関係、国民健康保険被保険者証の交付(転入に伴うもの)、健康課 国民健康保険の限度額認定証の交付(転入に伴うもの)、後期高齢者医療保険の被保険者証及び限度額認定

定証の交付(転入に伴うもの)
■ 税務課 国民健康保険税の申告(転入に伴うもの)、証明発行(各種税証明)
■ 福祉課 児童(扶養)手当の住所変更・申請、子ども医療費など各医療費助成の受給資格者登録・申請、病児保育の利用登録、保育所等の入退所手続き、身体障害者・療育・精神保健福祉の各手帳の住所変更、精神通院受給者証や特別障害者手当等の住所変更、障害福祉・児童通所サービスの利用手続き、介護保険受給者資格証明書の発行や住所地特例適用届の受付、介護保険証の発行や要介護(支援)認定申請(以上の手続きで転入・転出に伴うもの)
 ※手続きによつては、再度のご来庁をお願いすることもありますので、あらかじめご了承ください。

■問合せ 市民生活課市民係
 TEL 72・1111(内線143・149)

滞納整理

3月から5月は市税等滞納整理強化月間です

- 「差押え」を強化します
市では、市税等の滞納額の縮減と収納率向上を目指し、3月から5月を「市税等滞納整理強化月間」として滞納解消に取り組みます。

納税について誠意のみられない滞納者に対しては、給与や預貯金の差押えのほか、捜索やタイヤロックによる自動車やバイクの差押えなど、厳正・公平な徴収対策を強化します。

- 納期限を過ぎて納付した場合「延滞金」を加算

市税等に未納があると、本来納めるべき税のほかに督促手数料(1期ごと100円)、延滞金(納期限1カ月経過までは年2・6%、1カ月経過後は年8・9%)も納めなければならなくなります。延滞金は納期限の翌日から計算され、原則、減免はありません。市税等の納め忘れがある方は早めに納付をお願いします。

- 便利で安心な「口座振替」のご利用を

口座振替は、指定した金融機関の口座から自動的に振替納付されるので、市役所や銀行に納付に行く手間が省け、納め忘れもなく便利で安心です。手続きは税務課や市内金融機関で行えますので、ぜひ、口座振替の申請手続きをお願いいたします。

- 納税が困難な方はご相談を

災害や盗難、本人や家族の病気、事業の休廃止、失業などのやむを得ない事情により市税等の納期ごとの納付が困難な方は、早めに税務課にご相談ください。

- 休日(毎月第3日曜日)市税納付・相談窓口を開設

開設時間 午前8時30分～午後5時15分
 ※お越しの際は、宿直室員へ申し出てください。
 ※税の賦課に関する問合せに

医療費助成制度

医療費助成制度のお知らせ

本市では、左表に該当する方を対象者に、保険診療分の医療費の自己負担額の助成を行っております。

制度名称	対象者	助成金振込日
重度心身障害者医療費助成	<ul style="list-style-type: none"> 身体障害者手帳の1級または2級をお持ちの方 知能指数35以下(療育手帳のA1、A2、B1の一部)の知的障害の方 身体障害者手帳の3級で知能指数50以下の方 ※生活保護受給者を除く。	申請月の翌月18日
ひとり親家庭等医療費助成	<ul style="list-style-type: none"> 父子家庭の父と児童または母子家庭の母と児童 父母のいない児童 父または母が法に定める障害の状態の児童 父または母の生死が明らかでない児童 父または母が1年以上遺棄している児童 父または母が裁判所からのDV保護命令を受けた児童 父または母が法令により引き続き1年以上拘禁されている児童 ※助成には所得制限があります。 ※重度心身障害者医療費助成対象者、生活保護受給者を除く。	申請月の翌月18日
子ども医療費助成	<ul style="list-style-type: none"> 0歳から中学校3年生修了までの子ども ※重度心身障害者医療費助成、ひとり親家庭等医療費助成対象者、生活保護受給者を除く。	申請月の翌月26日

※助成を受けるには、受給資格の登録申請が必要です。
 ※振込日が金融機関休業日の場合は、前営業日の振り込みになります。
 ※非課税世帯の未就学児は、窓口無償化の対象ですので相談してください。

- 助成金申請について

医療費助成金の申請期間は、診療月から2年間です。

福祉課社会係で申請をしてください。

- 申請手続きについて

申請に必要なもの 受給資格者証、健康保険証、印鑑、医療機関の領収書(調剤薬局分も含む)

※氏名、診療点数の記載されていないレシートは無効です(領収書の発行を申し出てください)。

※子ども医療費助成対象者の方が、県内の医療機関で受給資格者証を提示し、受診した場合、福祉課社会係への申請は不要です。

※高額療養費及び付加給付金のあった場合は、自己負担額からその支給額を控除し、助成します。

※災害共済給付(スポーツ保険)を受けた場合は、医療費助成の対象外となります。

※高額療養費やスポーツ保険等に該当し、既に助成がされている場合、返還していただくこととなります。

受付時間 平日、午前8時30分～午後5時15分
 ■問合せ 福祉課社会係 TEL 72・1111(内線135・137)

組織統合

下水道事業の窓口が市役所西別館へ移転します

4月1日から、スリムな組織体制による効率的な事務事業を進めるために「水道課と「下水道課」を統合し、新課名が「水道課」となります。

これに伴い、今まで桜木町の枕崎終末処理場内で行ってきた下水道業務の事務は、市役所西別館1階(現・水道課)で取り扱うこととなります。

なお、下水道課の業務は、3月25日から、市役所西別館にて行います。
 また、電話番号に変更はありません。
 ■問合せ 市役所 TEL 72・1111 水道課管理係(内線321)、下水道課管理係(内線412)

- 県・市町合同公売会

1月24日に県民交流センターで、県市町の12団体による合同公売会が開催され、差押えられた美術品や日用品など、321点の公売物件のうち266点が売却され、滞納市税等に充てられました。



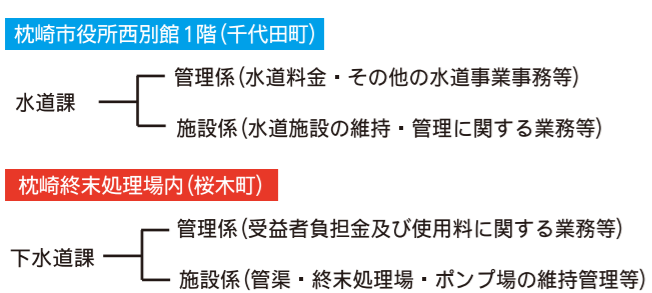
▲公売会の様子

●本市の差押実施件数等

内訳	平成29年度(実績)	平成30年度(※31.2月末現在)
給与	7件	24件
預貯金	33件	37件
生命保険	1件	1件
その他債権	24件	24件
計	65件	86件
換価による税収等	4,244,858円	4,949,363円

■問合せ 税務課管理収納係
 TEL 72・1111(内線152・153)

●平成30年度まで



●平成31年度から

